介護予防・日常生活支援総合事業

ひな形

第１号訪問事業（訪問介護相当サービス事業）契約書別紙（兼重要事項説明書）③

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１　事業者（法人）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者（法人）の名称 | 株式会社　○○○○ |
| 主たる事業所の所在地 | 〒　　　　　　丹波篠山市○○○○ |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役　○○○○ |
| 設　立　年　月　日 | 令和○○年○○月○○日 |
| 電　話　番　号 | ○○○－○○○－○○○○ |

２　ご利用事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ご利用事業所の名称 | ○○訪問介護事業所 |
| サービスの種類 | 第１号訪問事業（訪問介護相当サービス事業） |
| 事業所の所在地 | 〒　　　　　　丹波篠山市○○○○ |
| 電　話　番　号 | ○○○－○○○－○○○○ |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和○○年○○月○○日　　　　０００００００００００ |
| 管理者氏名 | ○○　○○ |
| 通常の事業実施地域 | ○○市 |

３　事業目的と運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目的 | 要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭の状況等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態となることからの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

４　提供するサービスの内容

　第１号訪問事業（訪問介護相当サービス事業）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事などの介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活の世話を行うサービスです。

　具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 身体介護 | 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。  　例）起居介助、排泄介助、入浴介助、食事介助、更衣介助、体位変換  　　　服薬介助、外出介助など |
| 生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、本人が自立できるように家事の援助を行います。  　例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など |

５　営業日時

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | ○曜日から○曜日まで  　ただし年末年始（１２月３１日から１月３日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前○時から午後○時まで  　ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、２４時間対応可能な体制を整えるものとします。 |

６　事業所の職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 従事者の職種 | 勤務形態・人数 |
| サービス提供責任者 | 常勤　○人、　非常勤　○人 |
| 訪問介護員 | 常勤　○人、　非常勤　○人 |
| 介護福祉士 | 常勤　○人、　非常勤　○人 |
| 事務職員 | 常勤　○人、　非常勤　○人 |

７　サービス提供の責任者

　あなたへのサービス提供責任者及び管理責任者（管理署）は下記のとおりです。

　サービス利用にあたって、ご不明な点や要望がありましたら、お申し出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供責任者の氏名 |  |
| 管理責任者の氏名 |  |

８　利用者負担（利用料）

　あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に応じた基本料金の１割又は、２割の額です。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・訪問介護相当サービス事業の利用料

【基本部分】＊身体介護及び生活援助

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名称 | サービスの内容 | 基本利用料 | 利用者負担  （１割） | 利用者負担  （２割） |
| 訪問型サービス（みなし）Ⅰ  （１回につき） | 週１回程度の利用が必要な場合  (事業対象者・要支援１・2) | 290０円 | 290円 | 580円 |
| 訪問型サービス（みなし）Ⅱ  （１回につき） | 週２回程度の利用が必要な場合  (事業対象者・要支援１・2) | 290０円 | 290円 | 580円 |
| 訪問型サービス（みなし）Ⅲ  （１回につき） | 週2回を超える程度の利用が必要な場合  (事業対象者・要支援２) | 290０円 | 290円 | 580円 |

　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額が上限であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に基本料金を書面でお知らせします。

【加算】

　以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 加算要件 | 加算額 | | |
| 基本料金 | 利用者負担  (1割) | 利用者負担(2割) |
| 初回加算 | 新規利用者へサービス提供した場合 | 2,000円 | 200円 | 400円 |
| 生活機能向上連携加算  (1月につき) | サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同で利用者の心身の状況を評価したうえで、生活機能向上を目的とした第1号訪問サービス計画を作成し、サービスを提供した場合 | 1,000円 | 100円 | 200円 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)＊ | 介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合 | 8.60％ |  |  |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)＊ | 4.8０％ |  |  |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)＊ | Ⅱの90％ |  |  |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)＊ | Ⅱの80％ |  |  |

＊介護職員処遇改善加算について：算定は所定単位数に加算率を乗じ四捨五入した単位数で、当該加算は区分至急限度額基準額の算定対象から除外。所定単位数は、基本報酬に各種加算減算を加えた総単位数とする。

（２）キャンセル料

　利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
| 利用予定日の前日 | 利用者負担金の○○％の額 |
| 利用予定日の当日 | 利用者負担金の○○％の額 |

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

（３）支払い方法

　上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

　なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、○○日以内にお渡しします。

|  |  |
| --- | --- |
| 支払い方法 | 支払い要件等 |
| 口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月の○日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定するの口座より引き落とします。 |
| 銀行振り込み | サービスを利用した月の翌月の○日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業所が指定する下記の口座にお振込みください。  　　○○銀行　○○支店　普通口座○○○○○ |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月の○日（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払いください。 |

９　緊急時における対応方法

　サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が起こった時は、速やかに主治医（かかりつけ医）及び家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の主治医 | 医療機関名称  氏名  所在地  電話番号 |  |
| 緊急連絡先 | 氏名（利用者との続柄）  電話番号 |  |

１０　事故発生時の対応

　サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び丹波篠山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１　苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所相談窓口 | 電話番号　○○○―○○○―○○○○  面接場所　当事業所の相談室 |

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情受付機関 | 丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課 | 電話番号　079－552－6928 |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会 | 電話番号　078－332－5617 |

１２　サービス利用にあたっての留意事項

　サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供時の際、訪問介護員等は下記の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

　　①医療行為及び医療補助行為

　　②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

　　③他の家族の方に対する食事の準備などの介護や援助

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物等の提供はお断りいたします。

（３）体調や容態の急変などにより、サービスを利用されないときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項説明をしました。

　　　　事　業　者　　所在地

　　　　　　　　　　　事業者（法人）名

　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　説明者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　署名代行者（又は法定代理人）

　住所

　　　　　　　　　　　本人との続柄

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印